

学校法人海星女子学院 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人海星女子学院寄附行為第5条に定める役員及び同第18条に定める評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、別表のとおりとする。

(支給期間の計算)

第3条 報酬の計算期間は、原則として月の初日から末日までとする。

(支給方法等)

第4条 この規程に定めるもののほか、通勤手当及び旅費の支給方法等については、神戸海星女子学院大学の通勤手当支給規程及び旅費規程に準じて支給するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。